

高知地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

高知労働局一般公示第 30 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、高知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、高知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「高知地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 18 日

高知労働局長 菊池 宏二



記

高知地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、高知県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、高知県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦にあたっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 28 日

(3) 推薦書の提出先

高知労働局労働基準部賃金室（高知市南金田 1 番 39 号）



令和 年 月 日

高知労働局長 菊池 宏二 殿

推薦者(代表)

住所

氏名

(団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)

高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会の{労働者代表／使用者代表}委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

ふ り が な 氏 名	年 齢	現職(現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること)	略 歴



内 諾 書

高知労働局長 菊池 宏二 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。